

令和4年3月14日

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画

社会福祉法人柊の郷 行動計画

全ての従業員が能力を発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行う為、
次の通り行動計画を策定する。

1.計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日まで

2.計画内容

年1回以上のハラスメント研修の実施。

3.取組み内容と実施時期

施設内研修にてハラスメント研修を全職員へ実施する。

令和4年9月 第1回実施

令和5年9月 第2回実施

令和6年9月 第3回実施

令和7年9月 第4回実施